

建築設備の定期点検

定期点検対象範囲

- 換気設備
- 排煙設備
- 非常用の照明設備
- 給水設備及び排水設備

- 当該資料は、一般的な設備の点検例を抜粋しています。
- 機械排煙設備や中央管理方式の空気調和設備などの特殊な設備がある場合は、別途、お問い合わせください。

点検例：換気設備①

【検査項目】

「無窓居室」・「劇場等の居室」
機械換気設備の外観

【検査事項番号】

1 - (4)

【検査事項】

「各居室の給気口及び排気
口の取付けの状況」

【検査のポイント】

給気口、排気口及び居室内の空
気排出口（還気口）が堅固に
取り付けられていること、著しい騒
音や振動等がないこと、著しい腐
食、損傷等がないことを目視又は
触診により確認する。



3

点検例：換気設備②

【検査項目】

「火気使用室」
自然換気設備と機械換気設備

【検査事項番号】

2 - (2)

【検査事項】

「排気筒、排気フード及び煙突
の取付け状況」

【検査のポイント】

排気筒、排気フード及び煙突の
取付けが堅固であること、著しい
騒音や振動等がないこと、著しい
腐食、損傷等がないことを目視又
は触診により確認する。



4

点検例：非常用の照明装置①

【検査項目】

「照明器具」
非常用の照明器具

【検査事項番号】

1 - (1)

【検査事項】

「使用電球、ランプ等」

【検査のポイント】

非常用の照明器具が耐熱性及び即時点灯性を有するものであることを目視により確認する。
(点検スイッチによる点灯状況)



5

点検例：非常用の照明装置②

【検査項目】

「電池内蔵型又は電源別置型の蓄電池」・自家用発電装置」
分電盤

【検査事項番号】

2 - (4)

【検査事項】

「非常用電源分岐回路の表示の状況」

【検査のポイント】

非常用分電盤の分岐回路に非常用の照明装置である旨の表示があることを目視により確認する。(一般用電灯分電盤とは別に非常用の照明の表示があるか)



6

点検例：給水設備及び排水設備①

【検査項目】

飲料用配管及び排水配管
(隠蔽部分及び埋設部分除く)

【検査事項番号】

1 - (1) ・ (2)

【検査事項】

「配管の取付けの状況」
「配管の腐食及び漏水の状況」

【検査のポイント】

配管及び継手部分に著しい腐食又は不具合による漏水がないことを目視により確認する。



7

点検例：給水設備及び排水設備②

【検査項目】

給湯設備
(循環ポンプを含む。)

【検査事項番号】

2 - (10)

【検査事項】

「給湯設備の腐食及び漏水の状況」

【検査のポイント】

給湯設備本体に腐食又は漏水がないことを目視により確認する。



8

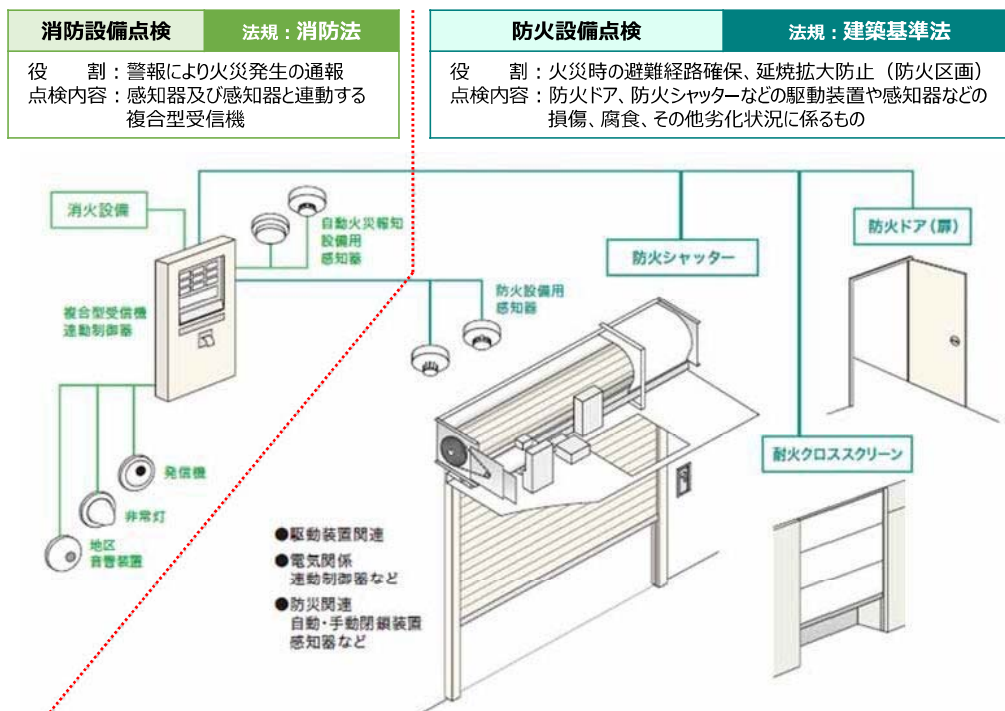
防火設備の定期点検

定期点検対象範囲

- 防火扉
- 防火シャッター
- 耐火クロススクリーン
- ドレンチャーその他の水幕を形成する防火設備

- 防火設備の定期点検では、「随時閉鎖式」の防火設備が対象です。
（普段は閉鎖された状態となっており、開放してもドアクローザーなどで自動的に閉鎖状態に戻る方式「常時閉鎖式」は対象外）
- 耐火クロススクリーン、ドレンチャーその他の防火設備がある場合は、別途、お問い合わせください。

「消防設備点検」と「防火設備点検」の区分



※「防火設備点検」は、消防法による自動火災報知機などの「消防設備点検」とは範囲が異なります。

3

点検例：各防火設備共通

【検査項目】

「連動機構」
煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器

【検査事項番号】

防火扉の場合：（5）

【検査事項】

「設置位置」

【検査のポイント】

煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器の設置位置、外観に異常がないことを目視により確認する。必要に応じて鋼製巻尺等により壁及び天井面からの距離を測定する。



＜煙感知器＞



＜熱感知器＞

4

点検例：防火扉①

【検査項目】

「防火扉」
設置場所の周囲状況

【検査事項番号】

1 - (1)

【検査事項】

「閉鎖の障害となる物品の放置の状況」

【検査のポイント】

防火扉の軌跡の範囲内に物品が置かれていたりしないか目視により確認する。



5

点検例：防火扉②

【検査項目】

「防火扉」
扉、枠及び金物

【検査事項番号】

1 - (3)

【検査事項】

「扉、枠及び金物の劣化及び損傷の状況」

【検査のポイント】

防火扉を閉鎖させて、枠と扉、金物に著しい腐食がないか、また塗料による固着はないか、劣化や損傷、維持管理の状況を目視により確認する。



6

点検例：防火シャッター①

【検査項目】

「防火シャッター」
ケース

【検査事項番号】

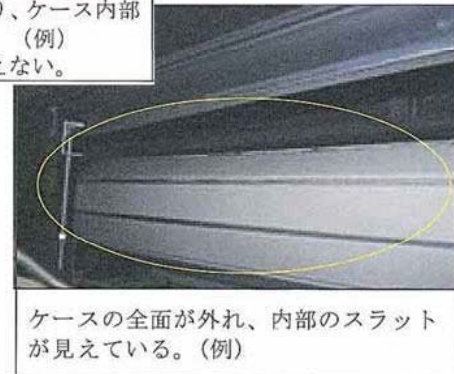
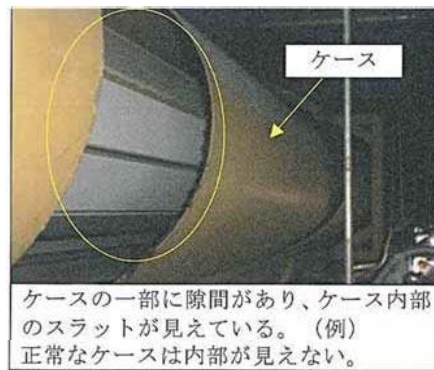
1 - (8)

【検査事項】

「劣化及び損傷の状況」

【検査のポイント】

ケースの全面について、変形、損傷や脱落、外れ、隙間がないことを目視により確認する。また、天井がある場合には、天井点検口を開いて状況を確認する。



7

点検例：防火シャッター②

【検査項目】

「防火シャッター」
まぐさ及びガイドレール

【検査事項番号】

1 - (9)

【検査事項】

「劣化及び損傷の状況」

【検査のポイント】

まぐさ若しくはガイドレールの本体に変形、損傷若しくは著しい腐食がないこと、遮煙材に著しい損傷若しくは脱落がないことなどを目視により確認する。



8